

ちばやあかさか

◁人の動き▷

世帯数および人口	(昭和48年11月30日現在)
世帯数	1,126戸
人口	5,096人
男	2,450人
女	2,646人

発行所 千早赤阪村役場 TEL (07217) 代 ② 〇〇81

印刷 富田林市 東野印刷所

しっかりと心に“鍵”を

ことしもあとすこしで終りです。忙しい歳末、楽しいお正月と、あわただしくなると不注意による事故が多くなります。

◎明るく楽しい歳末と、お正月を迎えるために、これだけはぜひ実行しましょう
◇外出するときは鍵を忘れずにかけましょう。また夜の戸じまりは寝る前に、もう一度確かめておくように
◇家庭の防犯の効果をあげるため、日頃から隣近所と連絡しあい、外出するときは留守を頼み、お互いに助け合ってください
◇年末は押し売りなどが多いので家の中に入れないよう注意と工夫をしておきましょう
◇スリやひったくりが多くなります。大金の持ち運びには、とくに注意し、できたら二人以上で運ぶように
◇貴重品や大切な持ち物はいつもしっかりと身につけ、買い物カゴなどには入れないようにしましょう



村議会議事堂が

できあがりました。

【写真説明】

新しい議事堂での第五回臨時議会模様
議事室及び二階への新しい階段



12月1日より

車庫証明が必要となります

間(日没時から日の出まで)は八時間以上駐車できない

- 自動車(軽・自二を除く)の保管場所の確保等に関する法律が十二月一日から適用されます。この法律は自動車の駐車規制を強化することにより交通の円滑化を図るために左記のことを定めています
- ①道路を自動車として使用する場所として使用してはならない
 - ②自動車は道路に十時間以上駐車できない。なお夜間(日没時から日の出まで)は八時間以上駐車できない
 - ③道路幅は購入された車の幅の二倍に一メートルを加えた幅員が必要
 - ④申請書類
 - ①申請書二通、②附近見取図一通、③現地配置図一通
 - ④自分の土地であることを明らかにする抄本等
 - ⑤他人の土地の場合は土地の登記抄本等及使用承諾書
 - ⑥自家用自動車については車庫所在地の警察署長へ事業用自動車については、陸運局長へ提出
- ※なお、くわしいことは、富田林警察署まで問い合わせてください。



飲酒運転はダメ!!

車庫証明は
12月1日から
警察にて証明

忘年会や新年会など酒を飲む機会が多くなります。
“飲酒運転”は命取り。絶対にやめましょう。

農地法による各申請書および申請手続留意事項

農地の売買・地目変換される方は、このような申請書及び添付書類が必要です。

申請書は農業委員会事務局にあります。また申請書の書き方のわからない方は事務局へおききください。

種 類	許 可 の 対 象	添 付 書 類
農地法第二条に関する申請書 現状地目が現に農地法にいう農地でない旨の証明交付申請書	証明できる場合は、申請土地が下記の通り事実が明らかの場合 土地所有者または使用者が何らかの転用の意志に基づいて昭和二十一年二月二十二日以前に非農地としたもの（建物・工作物・宅地造成・植林等をしたことにより農地以外の用に供されたもの）	①土地登記簿謄本一通（発行九〇日以内のもの） ②附近見取図（位置図）一通 ③申請地の番地・面積・地目記入のもの ④農地でなくなった証明書（農業委員・実行組合長・隣地者） ⑤住民票抄本
農地法第三条第一項の規定による許可申請書 所有権移転・使用貸借賃貸借権等の設定	①耕作面積（取得面積を含む）が四〇a以上でその権利を取得しようとするものが耕作または養蚕の事業を行なうことが認められること。 ②現に山林・宅地等（農地以外）に供されているものは対象にならない。	①土地登記簿謄本一通（発行九〇日以内のもの） 登記名義人が死亡している場合は戸籍謄本・相続放棄・申述受証明書各一通 ②住民票抄本一通 ③印鑑証明書一通 ④誓約書一通 ⑤通作計画書一通 ⑥耕作証明書一通 ⑦抵当権（仮登記）が設定されている場合は抵当権を抹消するか。抹消承諾書 三条の①～⑥
農地法第四条第一項の規定による許可申請書	自己所有名義の農地を農地以外のものに転用する場合 （住宅・敷地・農作業場・倉庫・一時転用等） 二アール未満の農作業場の場合 許可はいらない。	⑦附近の見取図（位置図）一通 ⑧土地の平面図一通 ⑨建築物の平面図一通 ⑩附近の承諾書一通 ⑪資材置場等を目的とする申請にあつては場所設置理由 ⑫小作地の場合は法二〇条の第六項の写し ⑬水利組合の承諾書一通 三条・四条 ①～⑬
農地法第五条第一項の規定による許可申請書	農地を農地以外のものにすると同時に所有権の移転及び権利の設定をする場合	⑭法人の場合は法人登記簿謄本一通 ⑮定款等（規則書による行為） その他法令等で制限をうけているものについては許可書または申請書の写 分譲住宅建設については宅地建物取引業免許書 合意による解約書
農地法第二〇条第一項の規定による許可申請書	農地の賃貸借の当事者が賃貸借の解約する場合 ①農地を引き渡すこととなる期限前六ヶ月以内に書面で合意が成立したことが、はっきりしている合意解除については許可の必要なし。 （農業委員会に解約通知書提出）	①当事者の印鑑証明 各一通 ②離作補償に関する合意解約の内容書

交通事故を
なくしましょう

安全な運転の励行を
正しい横断の励行

料理店、バーなどでの
お勘定のときは

料理飲食等消費税公給領収証
を必ず受け取りましょう。

印鑑登録証明書の請求には

登録手帳が必要で

手帳がないと証明書の発行はできません

十月一日から印鑑証明制度が変っています。印鑑登録手帳に切り替えのまだの方は、現在登録してある印鑑を持参してすみやかにその手続をしてください。

また一辺の長さ六ミリメートル以下の正方形におさまるもの。

他の者がすでに登録を受けているもの。

印鑑がへついたり、ふちが欠けていたりしているもの。

既製品にて市販されているもの。(流し込みおよびプレス加工と認められるもの)

外国文字で表わされているもの。

印鑑登録手帳についての問合せは、ご遠慮なく役場住民課へどうぞ。

特別給付金が支給されます

戦没者等の妻ならび父母等に

戦没者等の妻ならびに父母等に対する特別給付金支給法の一部が改正され、これらの方々に今回あらためて特別給付金が支給されます

●受給資格および金額

◎戦没者等の妻

①前回の特別給付金(国債い号額面20万円)を受けられ、最終償還を終えられた方。

②昭和38年4月1日現在において前回の特別給付金の受給資格があったが、時効(昭和41年3月31日まで)によって支給されなかった方。

③支給金額60万円(10年償還記名国債)

◎戦没者の父母等

①前回の特別給付金(第3回国債い号額面10万円)を受けられ、最終償還を終えられた方。

②昭和42年4月1日現在において、前回の特別給付

金の受給資格があったが時効(昭和45年3月31日まで)によって支給されなかった方。

③支給金額30万円(5年償還記名国債)

以上、いづれも昭和48年3月31日までの間に国籍喪失や再婚されていないで、昭和48年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受けておられる方。

●請求手続

村役場住民課(福祉係)へ次の関係資料を添えて提出してください。

請求期限は3カ年で昭和51年7月23日までとなります。添付資料は次のとおりです。

◎戦没者等の妻

①特別給付金、国債い号(20万円)を受けられた方。請求者の昭和48年4月1日における住民票の写し。

◎戦没者の父母等

①特別給付金、国債い号(20万円)を受けられた方。請求者の昭和48年4月1日における住民票の写し。

②特別給付金国債い号(20万円)を受けなかった方

(戦没者の除籍時の戸籍抄本)

(昭和38年4月1日における請求者の属する世帯全員の住民票の写し)

(昭和48年4月1日における請求者の住民票の写し)

◎戦没者の父母等

(1)第三回特別給付金国債い号(10万円)を受けられた方。昭和42年4月1日から昭和48年4月1日までの間の身分関係の異動を明らかにすることのできる請求者の戸籍の謄本。

(2)第三回特別給付金国債い号(10万円)を受けなかった方。

(ア)請求者の戦没者死亡の日から昭和48年4月1日までの間の身分関係の異動を明らかにすることのできる戸籍謄本の謄本。

(イ)戦没者の除籍時の戸籍の謄本。

●お問い合わせは

村役場住民課(福祉係) 電話 20081

印鑑登録手帳



大阪府南河内郡
千早赤阪村長



(村長印のないものは無効です)

3歳児健康診査

3歳になられた方へ、3歳児健康診査を富田保健所で行なっております。

該当者は、個人通知書がありませんので、筆記用具、母子手帳を必ず持参の上直接受けてください

日時 毎月第2、第3金曜日 午後1～2時

場所 富田保健所

たばこは村内で
買いましょう



お知らせ

八十歳以上に

敬老祝金を支給

千早赤阪村では、本年度より敬老祝金を支給することになりました。

受けられる人

毎年9月15日現在において80才以上で4月1日から9月15日まで村内に居住し、住民基本台帳に記載されている人に支給します。

支給額

年額一人当り三〇〇〇円です。

支給期日

毎年9月に支給する(ただし48年度においては12月10日～25日の間に支給する)

支給方法

地区担当民生委員を通じて支給する。

府庁民生部福祉課

電話 〇六一〇一〇三五一

内線 二四二七

こんなによくなる国民年金

年金の種類	現在の年金額	改正後の年金額	備考
老令年金	5年納付 (5年年金)	年 30,000円 月 2,500円	年 96,000円 月 8,000円 3.2倍
	10年納付 (10年年金)	年 60,000円 月 5,000円	年 150,000円 月 12,500円 2.5倍 優遇計算による
	25年納付 (一般的な場合)	年 96,000円 月 8,000円	年 240,000円 月 20,000円 2.5倍 1ヵ月 800円×25年×12ヵ月
通算老令年金	1年につき3840円 (1ヵ月320円で計算)	1年につき9600円 (1ヵ月800円で計算)	※高令任意加入者(法第75条第1項による被保険者)に対する通算老令年金は特に優遇措置をとり納付1ヵ月1200円で計算されます。
障害年金	2級	年 105,600円 月 8,800円	年 240,000円 月 20,000円 2.27倍
	1級	年 132,000円 月 11,000円	年 300,000円 月 25,000円
母子年金	子供1人の場合 年 100,800円 月 8,400円	子供1人の場合 年 240,000円 月 20,000円	約2.38倍
準母子年金	子供が2人以上あるときは2人目の子からそれぞれ4800円加算	子供が2人以上あるときは2人目の子からそれぞれ4800円(そのうち1人については9600円)加算	
遺児年金			
寡婦年金	320円×納付月数 2	800円×納付月数 2	
附加年金 (旧称 所得比例年金)	180円×納付月数 25年納付の場合 年 54,000円	200円×納付月数 25年納付の場合 年 60,000円	

※現在、老令年金・障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金・寡婦年金をうけている人たちの年金額も昭和49年1月1日から改正後の額に増額されます。

	現在の保険料	改正後(昭和49年1月分からの保険料)	備考
定額保険料	550円	900円	約1.63倍
附加保険料	350円	400円	

が、昭和49年1月1日からは、昭和50年12月31日までの2年間に限り納められなくなっています。保険料を納められなくなると、老令年金をうけることができません。

※ 今回の改正で、障害福祉年金の支給範囲が拡大され、二級障害に対しては年金が支給されることになりました。(実施日は、政令で定められることになっていきます)

福祉年金について
(1) 年金額が昭和48年10月1日から右のとおり引上げられました。

種類	現在の年金額	改正後の年金額	備考
老令福祉年金	年 39,600円 月 3,300円	年 60,000円 月 5,000円	
障害福祉年金	1級障害のみ 年 60,000円 月 5,000円	1級障害 年 90,000円 月 7,500円 2級障害 年 60,000円 月 5,000円	政令で定める日から
母子福祉年金	子供1人の場合 年 51,600円 月 4,300円	子供1人の場合 年 78,000円 月 6,500円	
準母子福祉年金	子供が2人以上あるときは2人目の子からそれぞれ4,800円加算	子供が2人以上あるときは2人目の子からそれぞれ4,800円(そのうち1人については9,600円)加算	

拠出年金について

- (1) 年金額が昭和49年1月1日から表一のように引上げられます。
- (2) 死亡一時金が昭和49年1月1日から下記のとおり引上げられます。

現在の支給金額	改正後の支給金額
保険料納付期間 3年以上10年未満 10,000円 10年以上15年未満 14,000円	3年以上15年未満 17,000円

老令年金の受給権者が老令年金をうけないで死亡した場合は、死亡一時金が支給されます。

- (3) 年金額が自動的に改定されます(スライド制の導入)
財政再計算期(年金財政の均衡を保つため、5年ごとに行なわれる再計算による調整)は従来どおり行なわれるほか、消費者物価が5%以上変動した場合は、年金額が改定されます。
- (4) 高令任意加入者(55歳以上が再開されます。明治39年4月2日から明治44年4月1日まで生まれた人で、これまでに10年年金や5年年金に加入しなかった人のために、再度5年年金に加入の機会が開かれます。ただし、他の公的年金

- (5) 保険料が昭和49年1月分からの次のおり引き上げられます。
今回の改正で、年金額が約二・三倍ないし三・二倍引上げられたのに対して、保険料はみなさんの負担を十分考慮しながら引上げとなっています。
- (6) 納められなくなっている古い月分の保険料も納められます。
保険料は、納めずに2年たちますと、納められなくな

制度に加入している人、および他の公的年金制度から老令・退職年金をうけることができる人は加入できません。

① 本人所得制限

年金の種類	いままでの額	改正後の額	備 考
老令福祉年金 障害福祉年金	38万円	43万円	(都道府県民税) (非課税限度額)
母子福祉年金 標準母子年金	209万円	234万円	(扶養親族) (5人の場合) 収入金額

(2) どの年金制度からも老令年金をうけることができない人(現在67才から69才までの人、いわゆる谷間の老人)には老令特別給付金が支給されます。この老令特別給付金は、明治37年1月2日から明治39年4月1日までに生まれた人に昭和49年1月から老令福祉年金の受給権を取得するまでの間、年額四八、〇〇〇円(月額四、〇〇〇円)が支給される制度で受給手続は、福祉年金と同じです。

ただし、老令福祉年金及び障害福祉年金の受給権者は除かれます。

(3) 所得による支給制限が昭和48年5月分から次のとおり緩和されました。

② 扶養義務者所得制限

いままでの額	改正後の額	備 考
250万円	600万円	(扶養親族) (5人の場合) 収入金額

③ 公的年金との併給関係

公的年金の種類	いままでの額	改正後の額	備 考
戦 争 公 務	中尉以下 全額併給	大尉以下 全額併給	
一 般	6万円	10万円	

あなたが老令年金を受ける

最後のチャンスです

五年年金に加入しましょう

国民年金では、昭和36年4月1日当時50才から55才までの人(明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人)に、昭和36年3月31日までに加入を申出た人に限り、任意加入を認めました。

この人たちは既に十年間保険料を納め老令年金(十年年金)を受けています。

ところが当時、加入の機会を逃した人のために、昭和45年に保険料を五年間納付すれば、老令年金を支給する、いわゆる、「五年年金」

「五年年金」は、今回の加入が設けられ、加入申込みを受けましたが、全国で七十万人が加入されています。

しかし、この年令層の方で、これまで「十年年金」「五年年金」にも加入しなかった人が相当ありますので、この人たちに再び国民年金に加入の道を開いて、できるだけ多くの人が有利な老令年金を受けられるよう、もう一度「五年年金」の加入申込みを受け付けることになりました。

明治37年1月2日から明治39年4月1日までに生まれた人で、どの年金制度からも年金がうけられない人

老令特別給付金が支給されます

支給されます

印かんをもって、役場の国民年金係へおこしください。(手続に必要な用紙などは窓口で用意しております)

なお、この老令特別給付

五年年金に加入した場合

◎受けられる年金
「老令年金」
(生きている限り支給されます)

◎支給開始
保険料を5年納めて65才から65才をこえて5年納付が終ったときはそのときから

◎年金額 96,000円

◎保険料 月 900円

加入しない場合

◎受けられる年金
「老令福祉年金」
(所得制限で年金が支給停止される心配があります)

◎支給開始 70才から

◎年金額 60,000円

(あなたの場合は老令特別給付金は受けられません)

■支給期間
昭和49年1月から70歳になるまで(70歳になると自動的に老令福祉年金に切り替わります)

■月額 四千円(年額四・八〇〇円)

■「老令特別給付金」が次の要領で支給されます。

ただし、現在福祉年金を受けている人には支給されません。

■支給額

改正で年金額も三〇、〇〇〇円から九六、〇〇〇円に引上げられました。

高令者の方が国民年金に加入する最後のチャンスです。是非加入をおすすめします。

加入できる人

明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人。(ただし厚生年金や共済組合に加入している人や老令(退職)年金を受けている人は加入できません)

※過去に五・十年年金に加入して途中でやめてしまった人も加入できます。

■加入受付期間
昭和48年10月1日から昭和49年3月31日まで。

■保険料の納付について
保険料は加入申出の月から五年間納めると年金の支給開始が遅くなりますので、昭和45年6月にさかのぼって五年間納めることができます。

加入希望の方は役場の国民年金係へ申出てください。



保健のMEMO

妊婦の健康診査が一回分無料で受けられます

妊婦の健康診査が、本年十月一日から無料(ただし一回のみ)で受けることができるようになりましたので、次の要領で受診してください。

■無料の健康診査受診票の交付
母子手帳の交付時

■対象
原則として妊娠六カ月までの妊婦

■実施期間
大阪府が健康診査の実施を委託した医療機関

■健康診査の内容
診察・尿検査・血圧・血色素・血液型・梅毒素・保健指導

ただし血液型および梅毒検査は、必要なものについてのみ実施いたします。

金は、福祉年金と同様に、全額国の負担で支給されるものですから、本人や扶養義務者に多額の所得がある場合などは支給されないこともあります。

くわしいことは役場国民年金係へおたづねください。

母子家庭・障害児の家庭には

児童扶養手当制度が適用

児童扶養手当

昭和三十七年一月から発足した制度で、何らかの理由で父と生計を同じくしていない児童のために、児童が心身ともに健やかに成長することを目的として支給されるのが児童扶養手当です。

受給資格者

何らかの理由で父と生計を同じくしていない児童を監護している母。または母にかわってその児童を養育している人、しかし次のような制限があります。



- ① 諸求者および請求者の配偶者・扶養義務者に一定以上の所得があるとき。
- ② 請求者が老齢福祉年金及び障害福祉年金以外の公的年金を受給しているとき、及び対象児童が公的年金を受給しているとき。

以上のような人には受給資格がありません。

支給対象児童

- (イ) 父母が婚姻を解消した児童
- (ロ) 父が死亡した児童
- (ハ) 父が法に定める程度の廃失の状態にある児童
- (ニ) 父が生死不明の児童
- (ホ) 父に引き継ぎ一年以上遺棄されている児童
- (ヘ) 父が法令により引き継ぎ一年以上拘禁されている児童
- (ニ) 母が婚姻によらないで生まれた児童(父から認

知され養育されている児童は除く)
(イ) その他父と生計を同じくしていない児童

支給額

支給対象となる児童一人場合、月六・五〇〇円で以下対象児童一人増すごとに四〇〇円加算されます。

特別児童扶養手当

昭和三十九年九月から発足した制度で、精神及び、身体に重度の障害のある児童が、あたたかい家庭のもとで、健やかに成長することを目的とし、このような児童を日常介護や監護している家庭を助成するため支給されるのが、特別児童扶養手当です。

受給資格者

身体または精神に重度の障害のある児童の日常生活の世話をしている父、もしくは母、または父母にかわって養育している人、しかし請求者および請求者の配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある者は受給資格がありません。

- ④ 重度の精神障害のある

心配ごと相談日のお知らせ

心配ごと相談日程はつきのとおりです。お気軽におこしください。どんな相談でもお受けいたします。

相談日		
12月	1月	2月
10日(月)	10日(木)	12日(火)
20日(木)	21日(月)	20日(水)
	30日(水)	28日(木)

心配ごと相談日程はつきのとおりです。お気軽におこしください。どんな相談でもお受けいたします。

善意をいかに

善意銀行

- Ⓐ 児童
- Ⓑ 重度の身体障害のある児童
- Ⓒ 重度の精神と身体併合障害のある児童

供することは大変に尊い行ないと思います。このような人たちの持てるさまざまな「善意」を銀行の型にならってお預りし、その「善意」を最も適切に役立てて「善意の橋渡し」の仕事をしているのが千早赤坂村善意銀行なのです。

その方法は次の種類の口座に善意をお預りし、困っている人、施設、団体等に払い出(提供)して行きます。

年末年始のゴミの収集について

ゴミ収集日

12月17日(月)	粗大ゴミ収集日
19日(水)	一般ゴミ収集日
26日(水)	"
30日(日)	"
休み	
1月9日(水)	一般ゴミ収集日
16日(水)	"
17日(木)	粗大ゴミ収集日

◎なお収集日以外には絶対に持ち出さないでください。◎南河内清掃施設組合に直接ゴミを持ち込みされる方は、十二月三十日(日)まで受付しております。お知らせします。

差別をなくそう

逆差別

最近、部落解放運動が盛上り同和事業が進む中で家賃の安い公営住宅が建てられています。そのため部落だけに公営住宅が建つという声が聞かれます。この問題を考えると、正しい部落問題の理解がぜひ必要です。

もともと部落は幕府が支配政治を行なう中で政策として農民を低い生活におさえるための「しずめ石」としてつくられた制度で、長年ゆわれない差別により職業の保障が全くなされず、もろもろの差別が悪循環を重ね、それが生活を圧迫し部落に入れば、すぐそれとなくわかるような密集不良住宅を余儀なくされてきたのです。

防火の心得について

深まりゆく秋、戸外を吹きぬける寒風に身を縮め、室内の暖房器具の赤い火に心がなごむ季節となりました。そして同時に火事の多く発生する季節の到来です。暖房器具等の取り扱いには

- ①寝る時、出る時、火の元点検。
- ②寝たばこは禁物、後始末はしっかりと。
- ③危険物（ガソリン・灯油等）は、保管を確実に。
- ④火気使用器具の維持点検
- ⑤暖房器具の回りは、常に整理整頓。
- ⑥消火器を備えていつでも使える訓練を。

が解放運動を進めてこられた中で、やっと獲得された同和対策特別措置法により進められている事業の一環として建設されているもので、劣悪な環境を改善することが、部落に対する差別意識を解消せしめる第一歩として部落の自身、自力で行なった解放運動の中に生れたものであることを、まず念頭におくべきでしょう。次に問題になるのは「なぜ部落だけが」ということです。あれだけの目くじらを立てるほど今日でも生活環境はよくありません。それよりも「あそこだけが」という中に、心理的偏見による「我々より下なのだから」という差別意識がどこかにひそんでいることになる。差別の再生産につながることに今ではないういようか。今までのように部落を生活環境低下のしずめ

石としたり、逆差別的な考えをすることは誤りで、部落外も部落も含めて自分たちの生活をよくして行く

楠公六百年祭記念塔

（奉建塔）敷地寄贈

― 森下白石氏遺族 ―

二河原辺西峯上に屹立する楠公六百年祭記念（奉建塔）建設につきましては本紙第一七号（昭和四十七年五月十日）で紹介させていただきましたが、今回、創建者、森下白石氏名儀でありました敷地九一平方メートル

運動につながることを認識し、共に差別とたたかってゆく道こそ正しい道、正しい考えでないでしょうか。



（三〇〇坪）及び記念塔がご遺族、森下恵氏（豊中市庄内西町二の二四番現住）のご芳志により本村へ寄贈され九月二十八日所有権移転の手続が完了しました。今まで村有地でなかったため敷地一帯は雑木・雑草がおい繁り荒廢のまま放置

史跡等が一望され将来、植樹環境整備により楠氏顕彰のメッカ、村民憩の公園化が計画されています。この機会に建設に尽力された関係者と寄贈者、森下恵氏に敬意と感謝の意を表します。

昭和48年工業統計調査 実施についてお願い

通商産業省では、毎年十二月三十一日現在で工業統計調査を実施し、そのたびごとに皆さまのご協力をいただきお礼申し上げます。本年も、また昭和四十八

期の調査になりました。調査にあたっては、府知事による任命された調査員が貴事業所に伺い、昭和四十八年工業調査票の記入をお願いいたします。お手数ですが、該当調査事項についてご記入の上、指定された期日までに調査員に提出されるようお願いいたします。皆さまから提出された調査票は厳重に保管され、統

計法によってその秘密は厳守され、統計目的以外、たとえば税金徴収の算定資料等申告者に不利益となるようなことには一切使用いたしませんから、ご心配なく正しい報告をくださるようお願いいたします。ご承知のように、この工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにするために、製造業に属する事業所および製造業に属する企業の本社・本店等の全事業所について調査する国の重要な統計調査であります。この調査結果は、工業統計速報および工業統計表として公表され、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料として、また民間企業の経営の指針として、各方面に広く利用されております。本調査の趣旨とその重要性をご理解の上、よろしくご協力くださるようお願いいたします。

第22回 成人式

- ◇対象 本村在住の青年で昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに出生したもの
- ◇とき 昭和49年1月15日（祝）
- ◇ところ 千早赤阪村庁舎別館
- ◇主催 千早赤阪村、千早赤阪村教育委員会

肉体的におとなになるばかりでなく法律上でも一人前の責任感と自覚のある立派な青年として扱われます。おとなになったことを自覚し、みづから生きぬかんとする新成人の皆さんを、お祝いしはげます。この成人式に、元気でおいで願えることを心からお待ち致しております。お問い合わせは教育委員会へ。

水道料金の改正に

ついてお知らせ

料金改正は、去る十一月一日より実施、料金徴収月は昭和四十九年一月分徴収よりおこないますので、何卒ご了承くださいませようお知らせいたします。

改正水道料金表				現行水道料金表			
種別	基本料金 (1ヶ月に付)		超過料金 (1立方メートルに付)	種別	基本料金 (1ヶ月に付)		超過料金 (1立方メートルに付)
	基本水量	基本料金			基本水量	基本料金	
家事用	8立方メートル	320円	45円	家事用	10立方メートル	280円	40円
営業用	10 "	550	45	営業用	10 "	400	40
工場用	50 "	2,300	45	工場用	100 "	3,300	40
湯場用	100 "	3,500	45	湯場用	50 "	1,500	40
官公署	20 "	1,000	45	官公署	20 "	700	40
臨時工事用	1 "	100	100	臨時工事用	1 "	40	40

千早赤阪村役場施設水道課

メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm
	30円	60円	90円	150円	200円	400円	900円	1,500円	2,200円

大阪府警察官募集要項

採用予定人員
約二〇〇名

受験資格

年齢・性別
昭和四十九年四月一日現在で十八歳以上、二十八歳未満（昭和二十一年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生まれた者の男子）

選考区分

A 学校教育法に定める大学を卒業した者
（昭和四十九年三月末日までの卒業見込み者を含む）

B A以外で、高等学校卒業程度の学力を有する者
（昭和四十九年三月末日までの短期大学または高等学校卒業見込みの者を含む）

その他
日本国籍を有し、かつ、

地方公務員法第十条の各号に該当しない者

選考日

昭和四十九年一月二十七日（日）・二十八日（月）

選考場所

大阪府警察学校現任教養部（関目校）
（大阪府城東区古市北通の一五）

受付期間

昭和四十八年十二月十四日（金）から昭和四十九年一月十九日（土）まで

給与（採用直後）

大卒者 約七三・七〇〇円
高卒者等 約六二・八〇〇円
六六・六〇〇円

賞与（年間四、八カ月分）

お問い合わせ先
もよりの警察署・派出所
（駐在所）または
（五四〇） 大阪府東区大手前之町
大阪府警察本部警務課採用係
大阪〇六四二二三四
内線 二一七四・三六九五

金剛山ロープウェイ

樹氷まつり

期間 昭和49年1月1日
2月28日

主催 千早赤阪村

後援 大阪府・大阪府観光連盟・サンケイ新聞社

近畿日本鉄道・南海電気鉄道・金剛自動車

協賛 富士写真フイルム

後・香楠荘・トミヤマシヤーズ・千早川マス釣場

上島珈琲

主な催し

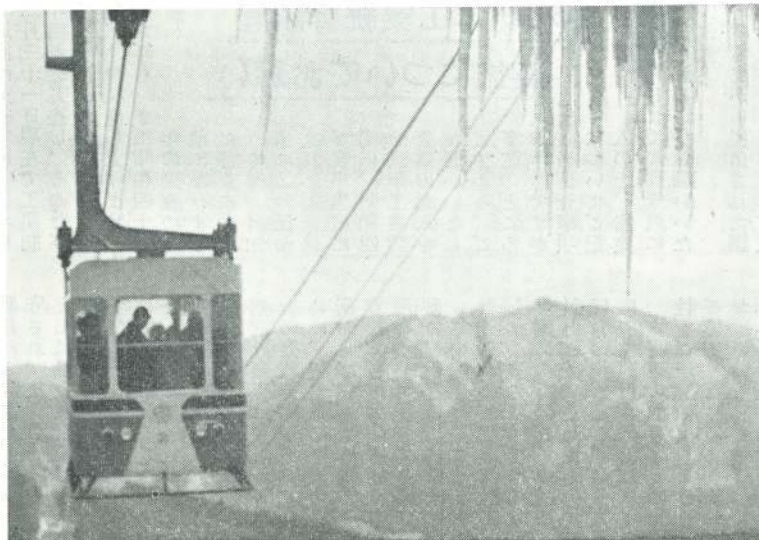
元旦 歳旦祭・初日の出
御来光（葛木神社）
（ロープウェイ12月31日終夜運行）

1月15日 成人者記念登山大会（金剛山香楠荘）

記念品進呈・成人者先着二百名様記念品進呈（午前10時）

1月20日 ロープウェイ

1月20日 ②サービスマン



1（ロープウェイ上駅）
午前10時
1月27日 雪中登山大会
（ロープウェイ上駅）先
着二〇〇名様に粗品進呈
（午前10時）

中止（午前10時）
期間中・樹氷の金剛山写真コンクール作品募集
千早川冬季マス釣大会
（千早川マス釣場）
お問い合わせ先
大阪府南河内郡千早赤阪村役場観光係
電話〇七二一七②〇八一
金剛山ロープウェイ事務所
電話〇七二一七④〇一五
②〇四四五

交通

近鉄南大阪線 富田林駅下車 金剛バス ロープウェイ
南海高野線河内長野駅下車 南海バス ロープウェイ